

計画的な道路改良・整備に取り組めます。

公共交通については、町民の大切な“足”として、医療・福祉拠点との連携を図るバス路線の拡充・通勤・通学などの交通機関としての鉄道の維持に努めます。



町 営 バ ス

(4)住宅・公園の整備

地域整備方針や都市計画などの適切な土地利用を踏まえながら、自然豊かで質の高い住環境の創出を図ります。公営住宅の計画的な建設、民間活力も含めた住宅の供給、身近な公園施設の充実、安全な住環境の確保に取り組めます。

(5)情報基盤の整備

生活環境の向上と地域の安心と安全につながる高度情報化社会の形成に向け、官民一体となった情報基盤の早期整備を目指します。

とくに、ブロードバンド環境の整備、携帯電話不通話地域の解消、テレビ・ラジオの難視聴対策などを総合的に解消するための具体的計画の策定とその実施に取り組めます。

(6)治山・治水対策の推進

国・県と連携し、町民の暮らしの安全を守る治山・治水事業と河川景観の保全を推進します。崩壊危険箇所那点検・整備、森林の水涵養機能の向上、河川改修と親水性の高い空間の創造、河川景観の保全に取り組めます。

(7)防災対策の充実

東南海・南海地震の防災対策推進地域に指定されており、災害に強いまちづくりを進めるため、町民・県・関係機関と協力し地域防災計画に基づく総合的な地域防災体制の強化を図ります。町内全集落での自主防災組織の結成と迅速で確実な災害情報を伝達する防災行政無線システムの整備や緊急避難体制および情報伝達体制の構築に努めます。

(8)消防・救急体制の充実

消防団員の確保、消防団活動の強化により、消防団を中心とした地域消防活動の充実を図るとともに、消防施設の計画的配備を進めます。また、町内外の医療機関との連携強化により、救急医療の充実に努めます。

(9)交通安全・防犯対策の充実

子どもからお年寄りまでが安心して暮らせる明るいまちづくりのために、町民意識の高揚に努め、交通安全・防犯活動の活性化、安全設備の整備、身近な相談・援助体制の充実に取り組めます。



交 通 茶 屋

6 「地域自治と協働のまちづくりを進めよう」

全国各地のNPO（民間非営利組織）や地縁組織（自治組織、各種団体等）の自主活動は、子育てや介護などの福祉分野にとどまらず、防災、教育、産業、地域活性化まで、さまざまな分野にその活動範囲を広げています。また、まちづくりに対する人々の関心も高まり、新しい協働のまちづくりが始まっています。

本町でも、公民館や町民組織を

中心に、さまざまな地域活動のさらなる活性化を支援していきます。また、行財政運営においても、あらゆる分野での町民参画を積極的に図り、「まちのことは自分たち町民が決めて実践する」という、町民自治意識の醸成に努めます。

こうした取り組みを通じて、町民・地域・関係機関・行政がまちづくりにおいてそれぞれの役割と責任を担い、あらゆる分野で協働・連携した本町に相応しい協働社会の実現を目指します。

(1)地域活動の活性化

集落内の連携強化、コミュニティ活動支援事業の充実、集会所整備、公民館活動の充実などの集落機能の強化支援や地域活動の環境整備を図るとともにボランティアやNPO活動といった町民の自主活動の活性化に取り組めます。

(2)協働のまちづくりの推進

本格的な地方分権時代の地域の発展を目指して、町民がまちづくりに主体的に参画し、町民・地域・行政が一体となった協働のまちづくりを推進します。

町民と行政との情報共有化とともに、指定管理者制度による行政政策や事業における多様な町民参画と民間活力の積極的な導入に努めます。また、行政改革大綱に基づき行政事業のサービス向上や事務事業の効率化・迅速化に積極的に取り組む所存であります。